

## 宮崎県焼酎ブランド化等事業補助金交付要綱

令和元年8月1日  
オールみやざき営業課

(趣旨)

第1条 県は、焼酎の普及拡大、海外販路開拓及び生産体制強化等を図るため、予算で定めるところにより、県内企業等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者、補助対象経費及び補助率等)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者、経費及びそれについての補助率は、別表1のとおりとする。

2 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 第1条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は、別記様式第1号及び様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、別表2のとおりとする。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事が規則第11条及び第12条の規定により報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (2) 補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (3) 県が行う宮崎県貿易企業実態調査に協力すること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 実施時期の変更等の事業の趣旨を変えない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の合計額の30パーセント以内の増減

(計画変更の承認)

第8条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して報告しなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当する場合 補助事業変更交付申請書(別記様式第5号)
- (2) 規則第10条第2項第2号に該当する場合 補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第6号)
- (3) 規則第10条第2項第3号に該当する場合 補助事業遅延等報告書(別記様式第7号)

(状況報告)

第9条 規則第11条の規定により、事業実施主体は知事が事業遂行状況の報告を求めたときは、知事の指示するところにより事業遂行状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 事業の内容を明らかにする資料、写真等

2 第3条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請を行

い、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第3条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請を行い、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第8号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

#### （補助金の交付方法）

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、この補助金の支払を請求しようとするときは、請求書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

#### （財産処分の制限）

第12条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数5年以上のものとする。

#### （書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

#### 附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行し、令和元年度の予算に係る宮崎県焼酎ブランド化等事業補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年11月9日から施行し、令和2年度の予算に係る宮崎県焼酎ブランド化等事業補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る宮崎県焼酎ブランド化等事業補助金から適用する。

別表1 (第2条関係)

補助対象		補助率	補助上限額	補助対象者	留意事項
区分	経費				
焼酎蔵元外国人観光客受入環境強化	<p>1 外国語情報の提供</p> <p>(1) 案内表示、看板等の作成及び設置経費</p> <p>(2) 既設案内表示、看板等の盤面張替え又は追加経費</p> <p>(3) パンフレットの作成経費</p> <p>(4) ホームページの整備経費</p> <p>(5) 動画の作成経費</p>	2分の1以内	50万円 ただし、経費の欄に掲げる2から4までの経費については、合計で20万円を上限とする。	県内に主たる事業所を有する焼酎製造業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低でも英語を含む1言語以上の外国語成果物を対象とする。</li> <li>・パンフレットについて、既存の外国語パンフレットの改定及び増刷に要する経費は対象外とする。</li> <li>・ホームページ又は動画について、補助対象蔵元が運営又は管理し、補助対象施設等の情報発信を目的としたものであること。</li> </ul>
	<p>2 外国語コミュニケーションツールの導入</p> <p>(1) 翻訳・通訳機能を備えた音声機器の導入経費</p> <p>(2) ソフトウェア・アプリ等(制作後、無償提供可能なもの)の導入又は作成経費</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・翻訳・通訳アプリやソフトウェアを稼働させるためのタブレット端末等、他用途に転用可能と認められる物品購入は対象としない。</li> <li>・購入した翻訳・通訳機器類等を利用者から費用を徴収し貸し出すなど、営利目的で利用する場合は対象としない。</li> </ul>
	<p>3 免税店登録</p> <p>(1) 免税手続用カウンターの設置経費</p> <p>(2) 決済用の新規回線の開設や配線整備経費</p> <p>(3) パスポートリーダー、パスポートスキャナーの設置経費</p> <p>(4) 決済端末及び専用レジ・システムの導入経費</p> <p>(5) 上記整備についての利用案内ツールの作成経費</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存設備の交換・更新等に係る費用は対象としないが、設備の拡充(新たなカウンターの設置や新たな決済設備の導入など)については対象とする。</li> <li>・記録票印刷プリンター等、他用途に転用可能と認められる物品購入は対象としない。</li> <li>・決済手段について、外国人を対象としたものと認められないものや、既存設備の交換等については対象としない。</li> <li>・ランニングコストは対象としない。</li> <li>・左記対象経費における、外国人観光客向け利用案内ツールは必須とする。</li> </ul>
	<p>4 決済環境整備</p> <p>(1) クレジットカード等決済端末の導入経費</p> <p>(2) 上記整備に係る新規回線の開設及び配線整備経費</p> <p>(3) 上記整備についての利用案内ツールの作成経費</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・決済手段について、外国人を対象としたものと認められないものや、既存設備の交換等については対象としない。</li> <li>・既存の決済手段の交換・更新等に係る費用は対象としないが、新たな決済手段の導入等に係る拡充費用は対象とする。</li> <li>・ランニングコストは対象としない。</li> <li>・左記対象経費における、外国人観光客向け利用案内ツールは必須とする。</li> </ul>

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象区分	申請書に添付すべき書類
焼酎蔵元外国人観光客受入環境強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第 2 条第 2 項第 1 号に係る納税証明書 (県税に未納がないことの証明)</li> <li>(2) 第 2 条第 2 項第 2 号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書 (別記様式第 3 号)</li> <li>(3) 第 2 条第 2 項第 3 号に係る誓約書 (別記様式第 4 号)</li> <li>(4) 定款、登記事項証明書</li> <li>(5) 直近 3 ヶ年分の決算書</li> <li>(6) その他知事が必要と認める書類</li> </ul>